

## 門真市移動支援事業 留意事項

※ 事業運営上の安全管理については、日頃よりご尽力いただいていると存じますが、利用者と事業者とのトラブルを防ぐため、文書での合意をお願いしています。ご協力をお願いします。

### プールやスーパー銭湯など水の事故が懸念される場所での移動支援について

原則認めていなかったプール等施設利用中の支援については、余暇活動を目的とした外出で、プール等施設内での移動や危険回避等に必要な支援を提供した場合は算定可能とします。ただし、事故発生時の対応や保障について、利用者と事業者の間で文書（契約書）による合意が必要です。

なお、プール等施設側の介助が得られる場合は、自宅から施設への送迎のみ算定となります。

### 車両を使用した移動支援について

サービス提供中の事故が懸念されることから、公共交通機関の利用を原則とします。公共交通機関の利用が困難な地域への外出等やむを得ない場合は、障がい福祉課担当ケースワーカーに事前相談の上、事故発生時の対応や保障について、利用者と事業者の間で文書（契約書）による合意が必要です。

事業者所有又はヘルパー所有の車両を使用する際は、道路運送法上の許可・登録が必要です。また、ヘルパー自身が運転する場合は、運転中、直接的な支援をしていないことから算定できません。

### 移動支援事業所が主催する行事について

移動支援事業所（原則、運営法人を含む）が主催する行事につきましては、原則、現地までの移動のみ移動支援の対象となります。行事中の支援に関しましては、その事業所の本来事業との区別がつきにくいいため、移動支援の対象にはなりません。特段の理由により行事中の移動支援の利用が必要な方につきましては、担当ケースワーカーにご相談ください。

## 介護保険で提供されるサービスについて

通院介助や家事援助等、介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用が優先されます。介護保険サービスが利用可能な障がい者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知することが必要ですので、担当ケースワーカーにご相談ください。

## 移動支援サービス提供実績記録票の記載について

平成 25 年度より、「門真市移動支援事業請求明細書兼サービス提供実績記録票」につきましては、目的と行き先を把握させていただくために記載項目を追加しております。記入例を参考に記載をお願いいたします。